



豊監公表第 1 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 1 項の規定による
住民監査請求（豊中市職員措置請求）について、同条第 4 項の規定により監
査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

令和 7 年（2 0 2 5 年）8 月 2 0 日

豊中市監査委員	岸	本	康	孝
同	清	水	聖	子
同	吉	田	正	弘
同	北之坊		晋	次

豊中市職員措置請求書に係る監査結果

第1. 請求の内容等

1. 請求人

■■■■■

2. 請求の提出日

令和7年（2025年）6月21日

3. 本件請求の内容（原文のとおり。ただし、請求人及び事実証明書は省略）

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、下記のとおり、必要な措置を請求します。

記

（1）事実

2024年8月22日 大阪府池田市にある駅前アーケード商店街に点字ブロックを敷設するため、視覚障害者当事者、池田市職員をまじえて、実地調査を行った。

2024年8月26日 大阪府豊中市の岡町桜塚アーケード商店街（以下、当該商店街と言う）において、白杖をもった単独歩行をしていた視覚障碍(マ)者が、商店街に設置されている数代(マ)の自転車にぶつかり、自転車をたおした。その後、その視覚障害者は自転車をもとにもどそうとし、まわりにいた通行人と一緒に自転車をもとにもどした。

2025年3月30日 当該商店街を歩いていた視覚障害者の男性の白杖が、通行人により折られる事件発生 豊中警察署ベツイン(マ)警察官にその視覚障害者男性は連行され、視覚障害者の自宅へもどされる。

（2）違法不当な事実

①当該商店街のアーケードの支柱、屋根は、豊中市の市道上に設置されているが、この設置にかかる適正な手続きがとられておらず、この屋根と支柱は、違法不当な設置物である。

②毎日10時から20時ごろまで、当該商店街の■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の前には、商品陳列棚が置かれているが、この置かれている場所は、豊中市の市道の上におかれており、不法占拠である。

③毎日10時から20時ごろまで、当該商店街の■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の前には、商品陳列棚が置かれているが、その陳列棚に視覚障害者がぶつかりそうになっても、ぶつかっても、その店の店主店員は、その陳列棚をしまおうとはしない。だしばなしである。

（3）損害

豊中市長は、上記の財産管理につき、適切な財産管理をおこなっている。そのため、財産の本来あるべき効用がさまたげられている。また、適切な許可等をあたえれば、道路

占用料等の収入がえあれる(マ)が、その手続きを豊中市長はおこたっている。

(4) 措置要求

豊中市長が当該商店街の市道に関して、適正な財産管理をすることを求める。財産管理とは違法物の撤去、適法な設置許可、占有料の聴取(マ)である。

4. 請求の要件審査

(1) 再度の監査請求に該当するか

本件請求の請求人から令和6年(2024年)8月28日付け住民監査請求において、本件同様の「市道の管理」の違法不当な事実として、岡町商店街・桜塚商店街に関して下記の事実が摘示されたが、これについては、同年10月22日付けで「一部棄却・一部却下」の監査結果が示されている(以下「前回監査請求」という。)

- ① 当該商店街のアーケードの支柱、屋根は、豊中市の市道上に設置されているが、この設置にかかる適正な手続きがとられておらず、この屋根と支柱は、違法不当な設置物である。
- ② 当該商店街の■■■■、■■■■、■■■■の前には、商品陳列棚が置かれているが、この置かれている場所は、豊中市の市道の上におかれており、不法占拠である。
- ③ 当該商店街の■■■■の店舗前には、その店の客のために客の自転車を置くスペースを確保しているが(■■■■の客以外は、自転車をおかないようにという張り紙あり、またカードがかかかっていない自転車は撤去しますという張り紙もあり)、客をして自転車を置かせる行為は、豊中市道の不法占拠である。

同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていない(最高裁昭和62年2月20日判決)ことから、本件請求が前回監査請求と同一内容であるか否か判断する必要がある。

(2) 請求対象である「市道の管理」が財産的管理に該当するか

上記(1)の再度の監査請求に該当しなかった場合、本件請求の対象は「市道の管理」であるところ、住民監査請求の対象となる地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に定める財務会計上の行為又は怠る事実に該当するか否かが問題となる。

道路の管理の問題については、その執行機関又は職員の行為が道路敷地について有する財産的価値に影響を及ぼすような場合には、その作為又は不作為が住民監査請求の対象となるが、財産的価値に何ら影響を生じさせないような場合は、その作為又は不作為は、道路管理者の道路行政上の問題となることはあっても、住民監査請求の対象とはならない(東京高裁平成15年4月22日判決)。

本件請求書の記載のみでは、請求対象である「市道の管理」が、財産的管理に該当するか、道路行政上の管理にとどまるのか判然としないため、そのことも含め、令和7年6月30日付けで監査を実施することと決定した。

第2. 監査の実施

1. 監査対象部課

本件請求は、市道の管理についての住民監査請求であることから、都市基盤部基盤管理課(以下「基盤管理課」という。)を監査対象課とした。

2. 請求人からの陳述の聴取等

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和7年7月11日に証拠等の提出、同月24日に陳述があった。その際、関係職員の立会いを認めた。

請求人から職員措置請求書の記載を補充する陳述がなされた。

陳述の主な内容は、次のとおりである。

(1) 請求人の陳述（要旨）

① ドラン

- 岡町桜塚商店街には、今から50年ぐらい前は、このような屋根のアーケードがなかった。車も走る、雨は降る、風は吹き込む、そんな状態だった。
- 雨の降る日、傘を差すおばあさんが1人で買い物しようと岡町駅の方から商店街に入ってきた。すると、車が同じように商店街に入ってきて、危うくそのおばあさんはひかれそうになった。これを見ていた喫茶店ドランのオーナーが、商店街の人の意見や、弱者、買い物弱者、いろいろな弱者に寄り添って、みんなの意見を聞き、「そうだ。岡町桜塚商店街にアーケードをつけてもらおう」と。そうすれば、誰もが安心して車の行き来におびえることなく、雨の日でも力のないおばあさんでも、傘をさせなくても買い物ができるだろうと。それでドランのオーナーが声を上げて、市と交渉をして、アーケード商店街ができた。つまりこのアーケードは、弱者、移動弱者、買い物弱者、交通弱者のために作られた。
- 初めの移動弱者、交通弱者、買い物弱者のためであったアーケードが、いつの間にか資本家、商店主の金もうけの手段になっている。金もうけの手段であるならば、道路占有している部分は、市長はお金を取らなければいけない。商店主は、その場所を借りて商売をしている。

② 道幅

- 220メートルある岡町桜塚商店街、岡町駅から80メートルが岡町商店街、それから東、150メートルあたりが桜塚商店街と言っている。道幅が全然違う。岡町寄りの岡町商店街は、商店から商店までのいわゆる車道幅が5メートルしかない。一方、桜塚商店街は、広いところで8メートルを超える道幅がある。
- 桜塚商店街に商品棚を置いても、まだ5メートルぐらいは通行ができる。ただ、岡町商店街に商品棚を出されると、5メートルの幅が3メートルの幅になってしまう。
- 何年か前から[]が出店した。10時から夕方18時ごろまで、客がいっぱい。行列ができています。[]の前、北おおさか信用金庫の隅切り歩道部分の放置自転車禁止と書いてあるバーの前に、びっしりと放置自転車が止まっている。つまり岡町商店街は繁盛する、放置自転車が置かれることにより、道幅が3メートルよりも少なくなっている。
- そして、この違法設置物、市長はこんなことを言う。あれは一時的なもの、すぐ退けられるようなキャスター付きのものだから、そこまで目くじら立てなくてもいいんじゃないですか。一時的なものです。私たちが年2回ビラまいている。でも直らない。勘弁してくださいと。
- 違う。勘弁する、しないじゃない。キャスターが付いているか、付いていないかじゃない。シティロードが、その効用を妨げられている。本来5メートルの幅

の道が、わずか3メートルになっている。キャスター付きのワゴン、確かに撤去できるでしょうが、しない。ずっと置き続けることによって、5メートルの道幅が、3メートルしかない。

- ・ もし、違法設置物、商品棚が置かれてなかったら5メートルの幅がある。5メートルの幅があれば、車椅子ユーザー、乳母車を引いているおばあさん、小さい子ども、視覚障害者、自転車を押している利用者、これが横並びになっても、ゆとりを持って歩ける、移動できる。違法設置物が両脇に10時から19時までずっと置いていることによって、道幅が狭くなっている。「設置物は、言ったら、取り除いてくれますよ。」違う。道幅が狭いのが問題。設置物があるから道幅が狭くなっている。それはキャスター付きでも何でもそう。そこを市長は全く理解していない。
- ・ 例えば、国道176号線。10時から19時まで、ずっと両脇に車両が違法駐車していたら、すぐ警察が飛んでくる。それはなぜなのかは、交通の妨げになっているから。「この車は運転手が乗っていて、邪魔になったらすぐどこかに行くのでいい。」そんなことはない。違法駐車がある自体が駄目。すぐに移動できるかは関係ない。岡町桜塚商店街の商品棚。誰が声を上げるのか。なぜ市長は声を上げられないのか。

③ その他

- ・ 移動弱者、交通弱者、社会的弱者は、岡町桜塚商店街は使うなということなのか。
- ・ お隣の池田市商店街には点字ブロックが商店街の中にもついていると聞く。岡山の商店街にもついた。仙台の商店街、北海道札幌の商店街、愛媛県大街道・銀天街商店街にもついている。今どんどんついている。それはなぜかということ、アーケード商店街の本来の姿を取り戻そうとしている。そういうアーケード商店街を取り戻そうという運動。なぜ商店街がアーケード商店街になったのか。そこに立ち返ったら、どうすべきか分かる。
- ・ まずは、市長は違法設置物を毎日声かけし、撤去してもらおう。撤去しない商店主があれば、月3千円ぐらいでもお金を取り、市の財政を潤す。
- ・ そして、移動弱者に対しては、ここは市長が道路占用許可を与えている、月3千円もらっている、年間30万ぐらいになるので、そのお金を使って、岡町桜塚商店街には点字ブロックをつけようという計画がある。そうであるならば、点字ブロックの上は安全だということで、視覚障害者も歩ける。小さい子どももうれしがって点字ブロックの上を歩く。車椅子の人は点字ブロックのすぐ脇を沿って歩く。乳母車のおばあさんも点字ブロックの脇を沿って歩く。そういうふうに安全ルートができるので、もうしばらく待ってください。そういうふうに市長はすべき。
- ・ そのような市長がいないのであれば、来年の5月、新しい市長、私が、岡町桜塚商店街に点字ブロックを敷き、道路占有料を取る。
- ・ 私が市長になるまでに、岡町桜塚商店街の違法設置物を撤去するか、あるいは、道路占有料を取るか、そして取ったお金で、点字ブロックを設置するか、この3つを是非やってください。期限は2026年5月まで。

(2) 監査委員による聴取（要旨）

請求人の主張の主な内容は、次のとおりである。

- ① 「「(2) 違法不当な事実」の記載事項について、②で『商店街の■■■■、■■■■、■■■■の前には、商品陳列棚が置かれている』ということですが、請求に係る店舗の特定等の確認です。具体的な店舗名を教えてください。」についての主張は以下のとおりである。

具体名は私の口からは差し控える。

なぜならば、私も商店街を利用している人間なので、名指しはやめる。それに代わる答えとして、本日お配りしたURLを見れば、どの商店に、違法設置物が設置されたのかは、容易に判定できるので、今の質問には答えない。私の提出した資料をご覧くださいということを回答する。

- ① -1 「それではその内容は、請求書記載の事項と、提供された資料とで、判断をすればよいという、そういうご趣旨と理解してよろしいでしょうか。」についての主張は以下のとおりである。

はい。■■■■、■■■■、■■■■、他にもいろいろある。違法設置物が常時設置されている商店ととらえてもらって結構です。

- ① -2 監査委員から、「確認（上記①）した趣旨は、請求書において、請求人において記載されているその認識をお聞きするということであり、あくまで請求書に沿って判断することになる」旨の発言に対して、請求人から特に意見等はなかった。

- ② 「請求書の「(2) 違法不当な事実」①で、アーケードの支柱や屋根の設置についても、適正な手続きが取れておらず、この屋根と支柱は、違法不当な設置物であるという記載があります。先ほどの陳述をお聞きしていると、むしろ、アーケードは非常にいいものだというふうに評価されているように聞こえたが、この①は、どういうご趣旨になるのか。」ということについての主張は以下のとおりである。

アーケードは便利であるが、違法な手続きによって設置されている、あるいは適正な手続きを経っていないという、手続き的なことである。

(3) 関係職員からの意見

意見はなかった。

(4) その他

令和7年7月24日の陳述後、同年8月13日に、請求人から追加証拠として、「同月12日開示決定文書」2件の提出があった。

3. 関係職員からの陳述の聴取等

法第242条第8項の規定に基づき、令和7年7月24日、都市基盤部基盤管理課長、同課主幹、同課課長補佐、指導係長及び占用係長（以下「関係職員」という。）から陳述の聴取を行った。その際、請求人の立会いを認めた。

関係職員からの陳述の聴取等の主な内容は、次のとおりである。

(1) 関係職員からの陳述の聴取（要旨）

事前質問票1回目の回答の要旨を含む。

事前質問票1回目については、以下のとおり。

- ① 「本件請求書の記載事項について、誤りがないかどうか、誤りがあるとするなら、その箇所を指摘し、その理由を述べてください。」についての主張は以下のとおりである。
- ・ 請求人が「事実」として記載している部分については不知であるが、当該商店街及びアーケードについては以下の通りである。
 - ・ 桜塚商店街及び岡町商店街は昭和55年に認定された市道の一部である。
 - ・ アーケード部分は、道路交通法第8条により8時～22時の間、普通自転車等及び歩行者等専用となっている。
 - ・ アーケードは申請に基づき道路法第32条第1項の占用許可（5年）を与えている。
 - ・ 占用料については豊中市道路占用料条例第3条第2項に基づき免除している。
 - ・ 商品陳列棚については、毎日10時から20時頃まで置かれている訳ではない。
 - ・ また、商品陳列棚は確かに商店の前に置かれていることもあるが、恒常的に置かれていない。
- ② 「請求人が措置請求する理由について、反論等があれば見解を述べてください。」についての主張は以下のとおりである。

本件において請求人が求めている措置は、

（ア）商品陳列棚を撤去させ、道路の安全性を確保すること。

（イ）アーケードの支柱・屋根について適正な手続きをとること。

の2点と考えられる。

（ア）については、住民監査請求は財務上の違法若しくは不当な行為につき当該行為を防止する等の請求をすることができる制度である。当該請求は、道路の通行支障の排除を目的とした道路行政上の措置に関する内容であり、住民監査請求の対象とならないが、道路行政上の措置としては、市は適宜指導を行っている。

なお、商品陳列棚は恒常的に置かれている訳ではなく、道路の財産的価値に影響を与える状況ではない。

また（イ）については、回答①のとおり、申請に基づき、アーケードの占用を許可しており、占用料は免除している。

- ③ 「アーケード（支柱、屋根）について、占用許可及び占用料に係る書面を提出してください。」については、以下のとおりである。

「道路占用許可書及び道路占用料減免許可書

（桜塚商店街アーケード）

許可日：令和7年7月9日

許可番号：豊中市指令基管3103019001352第ア0026号

(岡町商店街アーケード)

許可日：令和3年3月10日

許可番号：豊中市指令基管3103019001352第ア0201号」が提出された。

- ④ 「商店街には[]が営業されていますが、対象課において、請求内容に該当すると考えられる店舗は把握していますか。把握している場合は、市道上の設置物について、どのような設置物を、どのような態様（概ねの占有面積含め）で、どのような日時・期間・時間帯に、置いているのか、状況をお答えください。」についての主張は以下のとおりである。

請求に係る[]は、「[]」と想定している。

店舗前に置かれている物は、[]を陳列した籠や段ボールで、約6～7㎡程度である。

これらは即座に移動可能な状態であること、また、夜間から早朝の間や店舗の休業日に当課が確認した際は置かれていない状況である。

- ⑤ 「前回令和6年8月28日付け監査請求時に回答のあった[]、[]、[]前の設置物について、態様等の状況に変化があるか否か。変化がある場合は、その状況をお答えください。」についての主張は以下のとおりである。

一部の[]において、置かれている物の範囲が2㎡程度減っている状況である。

- ⑥ 「請求に係る[]並に前回令和6年8月28日付け監査請求時に回答のあった[]、[]及び[]への市の対応者、日時、指導内容、店舗側対応などの状況をお答えください。」についての主張は以下のとおりである。

商店街の全店舗への指導として、岡町商店街振興組合、桜塚商店街振興組合に対し、令和6年11月22日の午後に通路上支障となる道路上に置かれた物を撤去すること、またこれを各店舗に周知するよう指導した。

この両商店街振興組合に対しての指導は、基盤管理課指導係の松田（国）、大岸の2名が対応し、両商店街振興組合とも市の行政指導に対し理解を示していた。

(2) 監査委員による聴取（要旨）

関係職員の主張の主な内容は、次のとおりである。

- ① 「先の請求人陳述において、請求人から請求に係る店舗のご発言があったが、当該店舗について、対象課として特に申し述べておきたいことはあるか。」についての主張は以下のとおりである。

特にない。

- ② 「質問票の回答中に、『一部の[]において、置かれている物の範囲が2㎡程度減っている。』との記載があるが、該当する店舗名、確認された具体の状況について、ご説明ください。」についての主張は以下のとおりである。

店舗名は■■■■で、当該店舗前に■■■■を陳列したキャスター付きの棚や■■■■を陳列したキャスター付きのハンガーラック及びのぼり旗が、令和6年9月24日午後には、約3～4㎡置かれていたが、令和7年7月4日午後を確認したところ、その面積が約1～2㎡に減っている。

- ③ 「基盤管理課から商店街あるいは当該店舗等に向けての指導は、どのぐらいの頻度で行われているのか、その点について教えてください。」についての主張は以下のとおりである。

商店街振興組合の方に、毎年1回、指導するようにしている。そこから各店舗の方に指導していただくように考えている。また、個別に苦情等あった際には、当該店舗に指導するようにしている。

- ④ 「桜塚商店街のアーケードの許可日が、令和7年7月9日とされているが、それ以前の許可はどうなっているのか。」についての主張は以下のとおりである。

桜塚商店街の最初の占用許可日は、昭和52年12月15日である。これまでずっと更新の手続きがされている。

(3) 請求人からの意見(要旨)

関係職員の主張に対する反論等についての意見は以下のとおりである。

- ・ なぜ商店街全てに啓発チラシを撒かないのか。商店会の会長だけに持って行って、お願いしますでは、渡すはずがない。ちゃんと1戸1戸、チラシを持っていきましょう。私も一緒に行きますから。
- ・ 桜塚商店街のアーケードの許可が、令和7年7月6日(マ)に更新。おそらくこれは更新忘れが途中あったと思う。昭和52年11月に更新をしたのであれば、大体1年、2年、あるいは年度末で期限は切るはず。だから、令和7年7月6日(マ)以前は空白期間がある。
- ・ 商店会の人に、去年、チラシを持って行ってお願いしたと。そしたら岡町商店会主、桜塚商店会主の方は理解されたと。理解されたというのは曖昧な日本語。理解したではなく、どういうことをやるか、どういうことをやりますと言ったかが大事。
- ・ 豊中市の職員はもっと仕事をしてください。人がやらない嫌がる仕事をやるのが公務員。だからこそ誇り、そして高い信用を与えられている。今の豊中市の職員、そんな人がいるでしょうか。通勤帰宅のとき岡町桜塚商店街を通る職員は何百人という。違法設置物、見て見ぬふり、電信柱の看板、屋外広告物、見て見ぬふり。
- ・ 公務員は市民の信用に応える責務がある。その責務を持って、これから毎日、帰宅時通勤時に、違法設置物があれば、1人では言いにくいかもしれませんが。メモをしないとください。そのメモが今後の裁判にも役立つ。あなたのメモがこれからの岡町商店街、桜塚商店街、豊中市を良くするメモになる。豊中市の職員。もう少し、やる気を持ちましょう。

(4) 関係職員からの聴取後の質問に対する回答(要旨)

関係職員の主張の主な内容は、次のとおりである。

- ① 「請求人からの陳述内容及び追加提出書面を踏まえ、請求書記載の[]、[]、[]及び[](請求に係る商店街所在店舗)について、担当課が認識する店舗をお示してください。また、どの店舗が、どのような設置物を、どのような態様(概ねの占有面積含め)で、どのような日時・期間・時間帯に、置いているという状況か、お答えください。併せて、容易に移動できない、物理的に固定設置された商品陳列棚等の有無についてもお答えください。」についての主張は以下のとおりである。

請求書記載の[]、[]、[]及び[]は、陳述内容及び追加提出書面を踏まえ、下記のように想定している。

- ・ [] : []
- ・ [] : []
- ・ [] : []、[]、[]、[]
[] ([])
- ・ [] : []、[]

また、各店舗前に置かれている物は下記のとおりである。

- 【 [] 】
 - ・ [] を陳列した籠や段ボール (約 6 ～ 7 m²程度)
- 【 [] 】
 - ・ (約 2 ～ 3 m²) 令和 7 年 6 月 18 日付で公共用地の境界が確定した。物が置かれているのは民地部分となる。
- 【 [] 】
 - ・ [] を陳列したキャスター付きのハンガーラック (約 5 ～ 6 m²程度)
- 【 [] 】
 - ・ [] を陳列したキャスター付きの棚や [] を陳列したキャスター付きのハンガーラック (約 1 ～ 2 m²程度)
- 【 [] 】
 - ・ [] を陳列したテーブル等と置き式看板 (約 1 ～ 2 m²程度)
- 【 [] 】
 - ・ [] を陳列したキャスター付きの棚 (約 1 ～ 2 m²程度)
- 【 [] 】
 - ・ [] を陳列したキャスター付きの棚 (約 1 ～ 2 m²程度)
- 【 [] 】
 - ・ [] を陳列したキャスター付きの棚やテーブル及びのぼり旗 (約 3 m²程度)

なお、これら店舗前に置かれている商品陳列棚等は、即座に移動可能な状態であり、夜間から早朝の間や各店舗の休業日には、これらの物が撤去され、置かれていない。また、物理的に固定設置されているところもない。

4. 監査対象事項

次の事項を監査対象とした。

- (1) 本件各請求事項が、前回監査請求の対象と同一であるか否か。
- (2) 本件各請求事項が、財産的管理に該当するか、または、道路行政上の管理にとどまるか。
- (3) (2) で住民監査請求の対象と認められた場合、請求事項記載の事実の有無。

第3. 監査の結果

1. 関係法令の定め

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）

① 道路の占用の許可

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。（以下略）

② 占用料の徴収

第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。（略）

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（略）で定める。（以下略）

(2) 豊中市道路占用料条例（昭和29年条例第11号）

① 占用料の徴収

第2条 市は、道路の占用につき、（道路）法第32条の規定による許可を受けた者から占用料を徴収する。

② 占用料の額

第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。（略）

2 占用料は、市長において特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。

2. 事実の確認

(1) 本件市道について

桜塚商店街及び岡町商店街は、昭和55年に認定された市道、岡町熊野田線の一部（以下「本件市道」という。）である。

本件市道のアーケード部分は、道路交通法第8条により、8時から22時までの間、普通自転車等及び歩行者等専用となっている。本件市道のアーケード部分の現況幅員として、道路台帳平面図に係るデータには、岡町商店街では、7.1メートル、4.3メートル、4.5メートル、4.9メートル及び6.2メートル、桜塚商店街では7.9メートルとの表記が見られる。

(2) 本件アーケード（支柱、屋根）の許可状況について

桜塚商店街については、占用の終期を令和7年3月31日までとする道路法第32条第1項の道路占用許可（以下「道路占用許可」という。）（豊中市指令基管3103019001352第ア0236号）がなされていた。

岡町商店街については、占用の期間を令和３年４月１日から令和８年３月３１日までとした令和３年３月１０日付けでの道路占用許可（豊中市指令基管3103019001352第ア0201号）がなされ、同日付けで豊中市道路占用料条例第３条第２項に基づき道路占用料減免許可がなされている。

① 請求書記載の店舗の特定について

本件請求の対象確認のため、陳述の際、請求書に記載の店舗に係る店舗名の特定について、請求人に確認したところ、請求人は具体の店舗名は差し控えろとし、陳述に併せて提出した資料のURLを見れば、どの店舗に違法設置物が設置されたのかは容易に判定できる旨、また、請求書に記載の店舗等、違法設置物が常時設置されている店舗であるとの主張であった。

なお、請求は請求書によって行われる行為であり、陳述は単にその補的な意味を持つにすぎず、請求の要旨の範囲を超えてなされた陳述はこれを採用することはできないと解されているため、店舗名に係る請求人の陳述の内容に関しては、請求書に記載の範囲で採用することとし、本件請求に係る店舗については、以下②に記載の[]、[]、[]及び[]とした。

- ・ [redacted] : [redacted]
- ・ [redacted] : [redacted]
- ・ [redacted] : [redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]
[redacted]（[redacted]）、[redacted]（前回監査請求結果による）
- ・ [redacted] : [redacted]、[redacted]、[redacted]及び[redacted]（前回監査請求結果による）

③ 本件市道占有状況

各店舗前の状況は下記のとおりである。

- (ア) []
【 [] 】
・ [] を陳列した籠や段ボール（約 6 ～ 7 m²程度）
- (イ) []
【 [] 】
・ [] を陳列したキャスター付きのハンガーラック（約 5 ～ 6 m²程度）
【 [] 】
・ [] を陳列したキャスター付きの棚や [] を陳列したキャスター付きのハンガーラック（約 1 ～ 2 m²程度）
【 [] 】
・ [] を陳列したテーブル等と置き式看板（約 1 ～ 2 m²程度）
【 [] 】
・ [] を陳列したキャスター付きの棚（約 1 ～ 2 m²程度）
【 [] 】（前回監査請求結果による）
・ 段ボールの上に [] の商品を陳列した籠やキャスター付きのラック（約 5 ～ 6 m²程度）
- (ウ) []
【 [] 】
・ [] を陳列したキャスター付きの棚（約 1 ～ 2 m²程度）
【 [] 】
・ [] を陳列したキャスター付きの棚やテーブル及びのぼり旗（約 3 m²程度）
【 [] 】（前回監査請求結果による）
・ 段ボール上に [] を陳列した籠やキャスター付きの棚（約 5 ～ 6 m²程度）
【 [] 】（前回監査請求結果による）
・ 幕看板用の重りと置き式の看板（1 m²未満）

なお、[] の []、[] の [] 及び [] については、監査対象課から、関係職員聴取後の質問に対する回答に店舗名の記載はないが、事前質問票 1 回目において、前回監査請求結果に照らし、状況に変わりはない旨の回答を得ていることから、前回監査請求結果を採用することとした。

また、これら店舗前に置かれている商品陳列棚等は、即座に移動可能な状態であり、夜間から早朝の間や各店舗の休業日には、これらの物が撤去され、置かれていない。また、物理的に固定設置されているところもない。

前回監査請求結果に照らし、[] の [] は、置かれている物の範囲が 2 m²程度減っている状況である。

また、[] の 【 [] 】 については、令和 7 年 6 月 18 日付で公共用地の境界が確定し、物が置かれているのは民地部分であるため、市道占有の状況はない。

3. 判断

(1) 再度の監査請求に該当するか

「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていない」（最高裁昭和62年2月20日判決）と解されている。

前回監査請求結果に鑑みると、まず、本件請求内容のうち、本件アーケードについて、岡町商店街振興組合に係る部分は、許可期間に変わりはなく、前回監査請求と同一の請求内容と解される。

次に、[REDACTED]（[REDACTED]）について、令和7年6月18日付で公共用地の境界確定により、本件市道の占有はないと確認されている。また、[REDACTED]（[REDACTED]）及び[REDACTED]（[REDACTED]）については、前回監査請求結果における本件市道の占有状況に照らすと、前回監査請求と同一の請求内容と解される。

これら同一請求人による再度の監査請求と解されるもの等を除き、以下本件請求内容を検討することとする。

(2) 住民監査請求の対象に該当するか

① 住民監査請求の対象となるか否かの判断基準

住民監査請求の対象となるのは、法第242条第1項に定める財務会計上の行為又は怠る事実である。

道路の管理の問題については、その執行機関又は職員の行為が道路敷地について有する財産的価値に影響を及ぼすような場合には、その作為又は不作為が住民監査請求の対象となるが、財産的価値に何ら影響を生じさせないような場合は、その作為又は不作為は、道路管理者の道路行政上の問題となることはあっても、住民監査請求の対象とはならない。

第三者が道路の敷地を占有する場合には、場所的に狭く、時間的に恒常性がないなどの限局的、一時的な場合は別にして、それ以外は、一般的に道路が本来の目的に供されないことになり、道路管理権の行使に支障をもたらすことになるとともに、道路敷地の所有権の行使が阻害されることになるので、財産権の管理の問題ともなるとされている（東京高裁平成15年4月22日判決）。

② 本件各請求事項について

ア 本件アーケード（支柱、屋根）について（第1. 3. (2) 違法不当な事実①）

本件アーケードの支柱、屋根は、構築物であり、占有状態としては恒常性があるため、道路敷地について有する財産的価値に影響を及ぼすことになるから、財産的管理の問題として、住民監査請求の対象となる。

イ 本件商品陳列棚等について（第1. 3. (2) 違法不当な事実②及び③）

本件請求に係る店舗が、本件市道を広範囲にわたり、恒常的に占有し、あるいは占有してきた場合（東京高裁平成15年4月22日判決）、大規模かつ長期に通行を障害した場合（大阪地裁平成28年4月14日判決）に該当すれば、一般的に道路が本来の目的に供されないことになり、道路管理権の行使に支障をもたらすことになるとともに、道路敷地の所有権の行使が阻害されることにもなり、道路敷地の財産権の管理の問題ともなる。

監査において把握し得た事実関係において、本件請求に係る店舗の市道上の商品陳列棚等については、営業時間内という一定時間の範囲内での設置と推認し得るものの、固定された設置物ではなく営業時間外には設置されていない(撤去されている)こと、本件市道の幅員及び各店舗前の市道への一部はみ出し使用という形態に鑑みると、広範囲にわたる恒常的な占有や、大規模かつ長期に通行を障害しているとまでは言えず、限局的、一時的な場合に該当する状況にあるものと解され、道路通行上一部支障を来たしている部分はあるものの、通行機能が制約されているからといって、これが必ずしも物の事実上の支配を意味するものではなく(大阪地裁平成28年4月14日判決)、本件市道を事実上支配して排他的に占有しているとまでは認められない。

よって、本件請求に係る店舗の本件市道上の商品陳列棚等の設置については、道路管理者による道路行政上の管理の問題であり、財産権の管理の問題ではないので、住民監査請求の対象とならない。

(3) 住民監査請求の対象と認められた場合、請求事項記載の事実の有無

上記(1)及び(2)のとおり、住民監査請求の対象となるのは、「ア 本件アーケード(支柱、屋根)」のうち、許可期間に変更のあった桜塚商店街振興組合に係る部分のみとなる。

請求人は、「この設置にかかる適正な手続きがとられておらず、この屋根と支柱は、違法不当な設置物である。」と主張する。

アーケードを設置するには道路占用許可が必要とされ、占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例で定めるとされており、豊中市道路占用料条例第3条第2項で「占用料は、市長において特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる」とされている。

桜塚商店街振興組合に係る部分については、「2. 事実の確認 (2)」で記載のとおり、令和7年3月31日までの道路占用許可期間満了後、新たな占用許可申請がなされておらず、本件監査請求日時点では、占用許可がない状況であったが、その後の同年7月7日付け同商店街振興組合からの占用許可申請に対する同年7月9日付け道路占用許可(許可期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日まで)により、占用許可がない状況は解消・治癒されている。

また、占用料の減免申請に基づき免除がなされているが、申請理由は、「豊中市道路占用料条例第3条第2項に基づき」とされており、内容が具体的に記載されていないが、現状並びに前回申請時には、申請理由を「通行者の安全確保及び商店振興のため」として、免除がなされた経過に鑑みると、免除が不相当とは解されない。

よって、請求人の主張する事実は認められない。

(4) その他

請求人は、「適切な許可等をあたえれば、道路占用料等の収入がえられる(マ)が、その手続きを豊中市長はおこなっている。」旨主張している。

しかし、道路の占用許可とは、道路管理者が、一定の申請に基づき、一般交通の用に供する為の公の施設としての道路本来の機能を阻害しないように、右申請が占用許可要件を具備しているか否かを判断し、道路管理権の作用として占用権を特許する行為であって、一定の申請を要件とする特殊行政行為(原則として道路管理者の自由裁量に属する)であり、住民監査請求の対象とならないとされている(千葉地裁昭和53年6月16日判決)。

請求人からの追加証拠は、道路占用許可の例であるが、道路行政上の管理の問題は住民監査請求の対象とならないことは変わらない。

4. 結論

以上のとおり、本件各請求事項のうち本件アーケードの支柱、屋根（第1.3.（2）違法不当な事実①）（ただし、桜塚商店街振興組合に係る部分）については、請求人の主張に理由はなく、請求人が求める措置の必要性は認められない。その他については、請求内容を法律上の要件に照らして審査した結果、前記「3. 判断（1）、（2）②イ」のとおり、住民監査請求の対象とならず、却下することとした。

以上